

## 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化学物質排出把握管理促進法) に基づく排出量等の第 2 回集計結果について

化学物質排出把握管理促進法に基づく P R T R 制度の第 2 回集計結果について、国（環境省・経済産業省）の公表に併せて、本県の概要と今後の対応について報告します。

今回の集計結果は、平成 14 年度に事業者が把握した対象化学物質の排出量・移動量の届出を取りまとめたものです。

届出のあった事業所数は、焼却施設の廃止等により対象外となった事業所があったため昨年度より減少し、575 件（昨年度 580 件）でした。また、届出方法では、電子媒体での届出が 16.5%（全国 9.5%）と全国で 7 位であり、新しい届出方法である電子届出が事業者に着実に浸透していることを示していました。

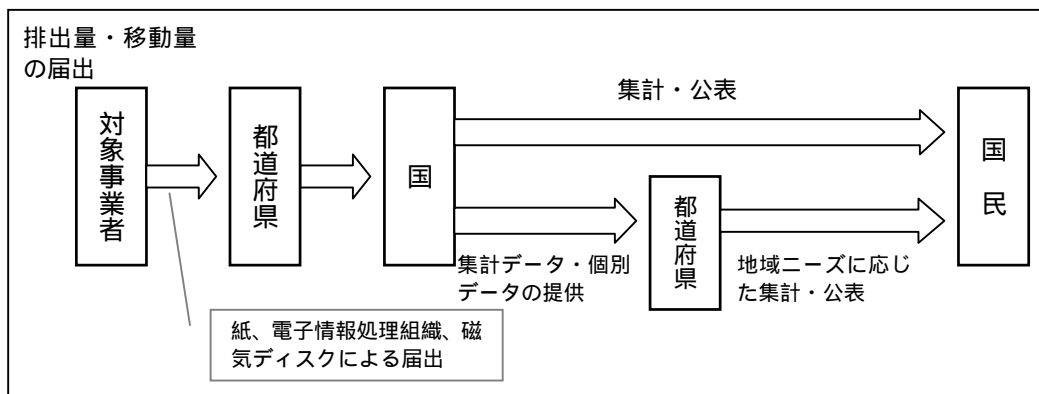
また、届け出られた大気や水域への排出量と廃棄物への移動量の合計は 7,741 t と、昨年同様全国順位は 23 位となっていました。排出量、移動量はそれぞれ 2,926 t（昨年度 3,116 t）、4,815 t（昨年度 4,478 t）と、排出量が若干減少し、移動量が若干増加しており、全国と比較すると、昨年と同様に、大気、水域への排出量の割合が少なく、廃棄物への移動量の割合が多くなっており、県内の事業所において対象物質の排出抑制及び代替物質への移行が進んでいる結果となっていました。

### 1 法の概要

#### (1) 趣旨

P R T R (Pollutant Release and Transfer Register : 環境汚染物質排出移動登録)

人の健康や生態系に有害なおそれのある 354 の化学物質について、事業所からの環境への排出量や廃棄物に含まれての事業所外への移動量を事業者が自ら把握し、都道府県を經由して国に届け出るとともに、国は届出データ等に基づき、排出量・移動量を集計し、公表するしくみです。



#### (2) P R T R 制度の施行スケジュール

- ・ 平成 11 年 7 月 化学物質排出把握管理促進法の公布
- ・ 平成 13 年 4 月 年間取扱量 5 t 以上の事業者による排出量等の把握開始
- ・ 平成 14 年 4 月 年間取扱量 5 t 以上の事業者による排出量等の届出開始
- ・ 平成 15 年 4 月 年間取扱量 1 t 以上の事業者による排出量等の把握開始
- ・ 平成 16 年 4 月 年間取扱量 1 t 以上の事業者による排出量等の届出開始

## 2 届出状況

### (1) 届出数

本県の届出総数は 575 件と全国の 1.7%を占め、工業県であることも反映し、北陸3県では最も多い件数でした。(石川県 491 件、福井県 374 件)

また、前年度の届出数と比較すると、5 件減少していますが、これは、焼却施設の廃止や対象化学物質の取扱い量の削減により対象外となった事業所が、新たに対象となった事業所数より多かったことを示しています。

届出方法は紙面での届出が 480 件と 87.6%、電子媒体による届出は 95 件と 16.5%(全国 9.5%、全国 7 位)を占め、電子媒体による届出は前年度より 4.1%の増加となっており、新しい届出方法である電子届出が事業者に着実に浸透していることを示していました。

表1 届出状況

届出媒体		届出数		全国状況	
		13 年度	14 年度	13 年度	14 年度
紙 面		508 (87.6%)	480 (83.5%)	32,304 (92.8%)	31,239 (90.5%)
電子媒体	磁気ディスク	41 (7.1%)	40 (7.0%)	2,060 (5.9%)	2,023 (5.9%)
	電子情報処理組織	31 (5.3%)	55 (9.6%)	466 (1.3%)	1,255 (3.6%)
計		580	575	34,830	34,517

### (2) 市町村別届出事業所数(事業所所在地の市町村)

市町村別の届出事業所数は、富山市が 150 件(26.1%)で最も多く、続いて高岡市が 105 件(18.3%)、魚津市が 27 件(4.7%)の順であり、昨年度と同様にこの3市で半数近く占めていました。

表2 市町村別届出事業所数

市町村名	届出数		市町村名	届出数		市町村名	届出数	
	H13	H14		H13	H14		H13	H14
富山市	148	150	宇奈月町	7	5	城端町	3	3
高岡市	102	105	入善町	7	10	平村	3	3
新湊市	25	25	朝日町	8	8	上平村	2	2
魚津市	28	27	八尾町	9	8	利賀村	3	3
氷見市	21	21	婦中町	20	19	庄川町	3	3
滑川市	24	22	山田村	1	2	井波町	4	4
黒部市	20	20	細入村	2	2	井口村	1	1
砺波市	21	22	小杉町	21	21	福野町	8	7
小矢部市	20	19	大門町	6	6	福光町	10	10
大沢野町	13	11	下村	1	1	福岡町	9	7
大山町	4	3	大島町	5	4			
舟橋村	1	1						
上市町	12	12						
立山町	8	8						

(3) 業種別届出数

業種別に届出数をみると、燃料小売業（ガソリンスタンド等）が 272 件（47.3%）と最も多く、続いて製造業が 216 件（37.6%）の順であり、この 2 業種で 85%を占めていました。

製造業の届出数をみると、化学工業（医薬品製造業を含む）が 47 件（21.8%）が最も多く、次いで金属製品製造業が 36 件（16.7%）の順であり、業種別では全国とほぼ同様の傾向となっていました。

表 3 業種別届出数

業種名	届出数		業種名	届出数		
	H13	H14		H13	H14	
燃料小売業	273	272	製造業	化学工業 <sup>1)</sup>	47	47
下水道業	29	29		金属製品製造業	38	36
産業廃棄物処分業	21	17		プラスチック製品製造業	19	19
一般廃棄物処理業	20	21		電気機械器具製造業 <sup>2)</sup>	16	19
その他の業種	21	20		その他	96	95
				製造業（小計）	216	216

1) 塩製造業、医薬品製造業、農薬製造業を含む。

2) 電子応用装置製造業、電気計測器製造業を含む。

### 3 排出量等集計結果

#### (1) 届出排出・移動量

15年度に届出のあった本県の有害化学物質の排出量等の合計は、7,741tと、昨年同様全国順位は23位で1.5%を占めており、その内訳は大気、水域への排出量が2,926t(37.8%)で、そのうち大気への排出量がほとんどを占め、廃棄物への移動量が4,815t(62.2%)でした。昨年度の排出量等と比較すると、移動量の増加にともなって排出・移動量の合計は若干増加していましたが、大気、水域等への排出量は若干減少していました。

また、全国と比較すると、昨年と同様に、大気、水域への排出量の割合が少なく、廃棄物への移動量の割合が多くなっており、県内の事業所において対象物質の排出抑制及び代替物質への移行が進んでいる結果となっていました。

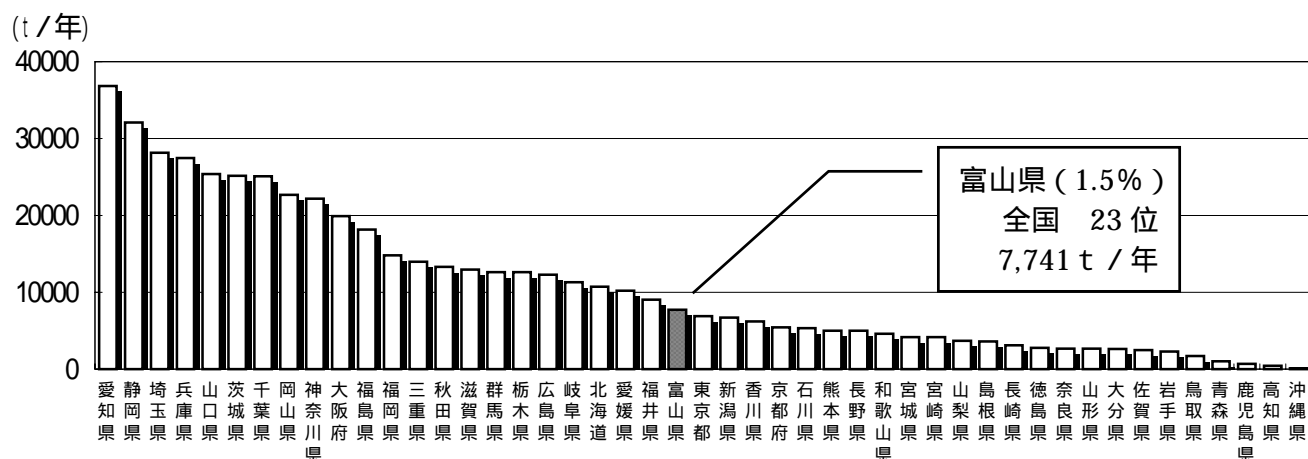
表4 届出排出・移動量集計結果

		富山県		全国	
		平成13年度	平成14年度	平成13年度	平成14年度
排出量	大気	2,872 (37.8%)	2,691 (34.8%)	279,482 (52.8%)	255,676 (50.3%)
	水域	244 (3.2%)	234 (3.0%)	12,631 (2.4%)	12,031 (2.4%)
	土壌			234 (0.0%)	305 (0.1%)
	埋立	0 (0%)	0 (0%)	20,451 (3.9%)	22,441 (4.4%)
	小計	3,116 (41.0%)	2,926 (37.8%)	312,798 (59.1%)	290,453 (57.2%)
移動量	廃棄物への移動	4,478 (59.0%)	4,815 (62.2%)	212,415 (40.1%)	214,498 (42.2%)
	下水道への移動			3,973 (0.8%)	2,995 (0.6%)
	小計	4,478 (59.0%)	4,815 (62.2%)	216,388 (40.9%)	217,493 (42.8%)
まとめ	排出・移動量合計(t)	7,594	7,741	529,186	507,946

四捨五入の関係により個別値の合計が合計値と一致しない場合もあります。

( )内の値は排出・移動割合です。

図1 都道府県別届出排出・移動量合計



(2) 届出外排出量及び総排出量 (推計値)

国では、届出対象外の事業所や自動車、家庭等からの排出量を推計し、公表を行っていますが、県内の届出外排出量は、5,799tであり、届出排出量と合計した総排出量は、8,725tと全国の0.99%を占めており、全国順位は33位でした。

表5 届出排出量及び届出外排出量

		届出排出量	届出外排出量				排出量合計	
			対象業種 <sup>1)</sup>	非対象業種 <sup>2)</sup>	移動体 <sup>3)</sup>	家庭		合計
富山県	H13	3,116 (1.0)	4,061 (1.3)	958 (0.9)	751 (0.9)	599 (0.9)	6,368 (1.1)	9,477 (1.1)
	H14	2,926 (1.0)	2,621 (1.0)	1,096 (0.89)	1,570 (1.0)	513 (0.83)	5,799 (0.98)	8,725 (0.99)
全国	H13	313,773	322,350	105,187	88,262	68,736	584,535	898,307
	H14	290,453	250,889	122,681	153,850	61,662	589,082	879,536

1) 対象業種を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、取扱量で届出対象とならないもの

2) 対象業種以外の事業者(農林漁業、サービス業等)からの排出量

3) 自動車、二輪車等からの排出量

( )内は全国での富山県の占める割合(%)

四捨五入の関係により、個別値の合計が合計値と一致しない場合もあります。

届出外排出量は、現在、手法が改善されているところであり、手法が安定するまで推計値を単純に比較することはできません。

(3) 物質別届出排出量

本県の届出排出量 2,926 t を物質別にみると、上位物質は合成原料や溶剤として幅広く使用されているトルエン(1,190 t)、キシレン(514 t)、金属洗浄などに使用されるジクロロメタン(塩化メチレン)(467 t)となっており、昨年度、及び全国の状況と同様となっていました。

表6 届出排出量上位5物質

	富山県		全国	
	H13	H14	H13	H14
トルエン	1,189 (38.2)	1,133 (38.7)	132,546 (42.4)	122,910 (42.3)
キシレン	514 (16.5)	468 (16.0)	52,391 (16.7)	47,335 (16.3)
ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	467 (15.0)	456 (15.6)	27,342 (8.7)	25,406 (8.7)
クロロホルム	130 (4.2)	159 (5.4)	1,958 (0.6)	1,786 (0.6)
トリクロロエチレン	113 (3.6)	84 (2.9)	6,346 (2.0)	6,048 (2.1)
その他	702 (22.5)	626 (21.4)	92,214 (29.5)	86,967 (29.9)
合計	3,116	2,926	312,798	290,453

( )内は届出排出量の中で占める割合(%)

四捨五入の関係により個別値の合計が合計値と一致しない場合もあります。

図2 届出排出量上位5物質経年変化(富山県)

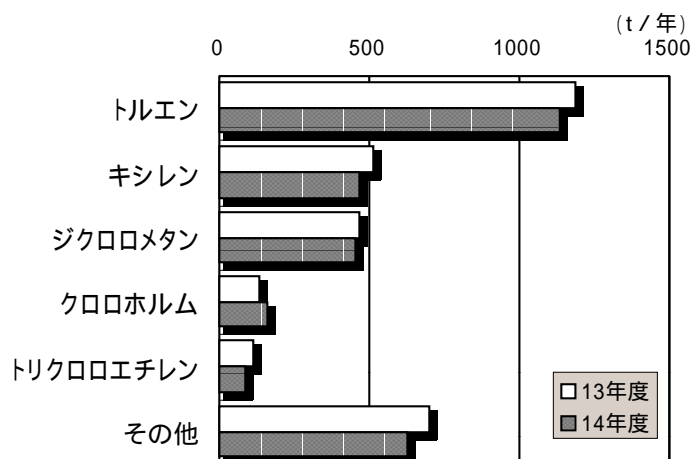
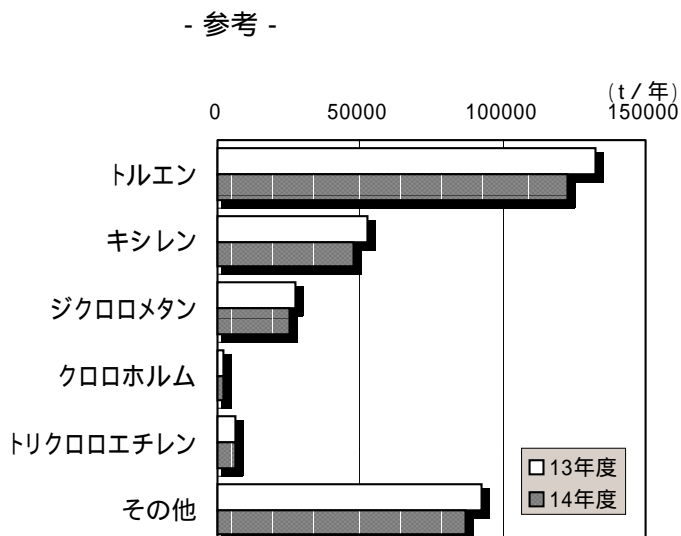


図3 届出排出量上位5物質経年変化(全国)



#### (4) 業種別排出量

業種別の排出・移動量は、化学工業、金属製品製造業、電気機械器具製造業が多くなっており、県内の上位5業種の排出・移動量を合計すると、届出排出・移動量の80%を占めていました。

表7 業種別排出・移動量合計

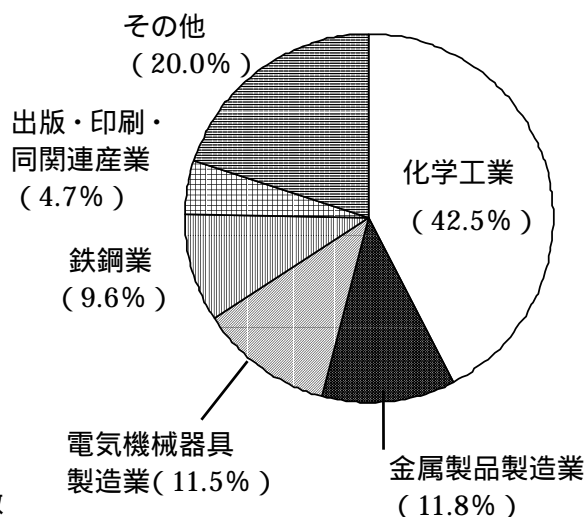
(t/年)

業種名	排出・移動量
化学工業	3,287 (42.5)
金属製品製造業	912 (11.8)
電気機械器具製造業	887 (11.5)
鉄鋼業	745 (9.6)
出版・印刷・同関連産業	360 (4.7)
その他の業種	1,550 (20.0)
合計	7,741

( )内は届出排出・移動量合計に占める割合(%)です。

四捨五入の関係により個別値の合計が合計値と一致しない場合があります。

図4 業種別排出・移動量



本県では、これまで環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン等の排出量の削減や自主測定の実施について工場等を指導しているほか、環境調査を継続しています。

これまでの結果では、大気環境は環境基準を達成しており、水質環境は富岩運河で環境基準超過が見られますが、現在、学識経験者等で構成する富山県富岩運河等ダイオキシン類対策検討委員会を設置し、対策方法の検討を進めています。

## 4 今後の対応

これまで、本県では、延べ 23 回にわたる説明会・講習会等において P R T R 制度の普及啓発を実施してきたほか、電子情報処理システムの整備も行ってきました。

今後は、化学物質への関心が一層高まることが予想され、住民、事業者及び行政で、化学物質に関する情報をお互いに共有して理解を深めること（いわゆるリスクコミュニケーション）が重要と思われます。このため、今年度は、昨年度に引き続き、国（環境省）の委託事業として、「P R T R フォローアップ調査」事業を受託し、2月に県民を対象としたリスクコミュニケーションに関する講習会や中小事業者を対象とした P R T R 制度に関する講習会を開催するなど、意識の啓発に努めているところです。

これまで実施してきた結果を踏まえ、今後は次の対応を講じていきます。

### （１）事業者・県民への啓発

平成 16 年度の法の全面施行に伴い、各種講習会等において P R T R 制度の普及啓発に一層努めます。

### （２）電子媒体を利用した届出の啓発

講習会等を通じて電腦化を進めます。

### （３）本県の化学物質の排出状況を踏まえた、化学物質管理指針（仮称）の策定

平成 16 年度から届出が開始される年間取扱量 1t 以上の対象物質の集計結果を見極め、全体の排出量等を把握し、環境リスクに応じた削減方策、効率的な環境監視、リスクコミュニケーションの推進及び化学物質の適正管理と削減に向けての役割分担等を盛り込んだガイドラインを策定します。

### （４）国との連携

有害化学物質の環境リスク評価指標の策定及び化学物質アドバイザー - 制度の導入等、リスクコミュニケーション施策の充実を要望するとともに、連携協力して化学物質の適正管理と削減等に努めていきます。

## 5 その他

このたび、所在地が富山市である事業所に対する P R T R 制度に関する事務については、県から富山市への権限移譲により平成 16 年度より富山市環境部環境保全課が実施することとなり、富山市においては、水質汚濁防止法や大気汚染防止法をはじめとした化学物質の一元管理を行うこととなります。

なお、公表等についての詳細な情報は次の H P をご参照下さい。

公表資料について

環境省 <http://www.prtr-info.jp/index.html>

経済産業省 [http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)

国の P R T R 開示窓口及び開示請求の具体的な方法について

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

（問い合わせ先）

富山県生活環境部環境保全課指導係

TEL 076-444-3144 FAX 076-444-3481

E-mail [kankyohozen1@pref.toyama.lg.jp](mailto:kankyohozen1@pref.toyama.lg.jp)